

平成14年1月18日

企業会計基準委員会 御中

社 団 法 人 生 命 保 険 協 会  
企 業 保 険 委 員 会

企業会計基準適用指針公開草案第3号に対するコメント

平成13年12月26日に公開された首記公開草案の別紙第1項「確定拠出年金制度へ資産を移換する場合の特例措置の要否について」に関し、コメントさせていただきます。

生命保険協会の所属会社には、確定拠出年金の設立を検討している企業から、以下の理由で特例措置を設けてほしいとの要望に接しており、確定拠出年金制度の普及の観点から特例措置を設けることが望ましいと考えます。

記

特例措置を必要と考える理由

退職給付会計導入時には、会計基準変更時差異（＝退職給付債務－年金資産－退職給付引当金）の費用認識について、一括償却から最長15年の遅延認識までの選択肢が企業に与えられました。これは、平成10年6月16日付け 企業会計審議会 退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書 五 2において、「経過的な措置」と位置付けられており、会計基準変更による「影響額をすべて一時に処理することは、企業の経営成績に関する期間比較を損ない期間損益を歪めるおそれがある」とされています。会計基準変更時差異の短期償却が困難な企業においては、最長の15年を選択し、会計基準変更時差異の償却を始めたばかりであり、多額のいわゆる未積立債務を抱えている状態です。

今回の確定拠出年金への移行にあたって、それまで認められていた会計基準変更時差異の遅延認識が認められなくなりますと、この額が大きい企業にとって、移行初年度に過大な負担となり、確定拠出年金への移行自体が阻害されるものと考えられます。したがって、確定拠出年金制度への移行に伴う損益への影響額を移行時の拠出期間等に合わせて、繰延処理する特例措置を講ぜられることが望ましいと考えます。

以上